

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和5年3月2日（木曜日）
午前10時2分開会、午前11時45分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、山下正勝副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、
岩崎友一委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 労働委員会
千葉労働委員会事務局長、谷藤参事兼審査調整課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
阿部参事兼経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
小野寺商工企画室企画課長、畠山産業経済交流課総括課長、
金野産業経済交流課地域産業課長、
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長
 - (3) 県土整備部
田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監、幸野技監兼道路担当技監、
小島副部長兼県土整備企画室長、上澤まちづくり担当技監、
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、
吉田県土整備企画室特命参事兼用地課長、
中嶋県土整備企画室特命参事兼空港管理課長、菅原建設技術振興課総括課長、
菅原道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
嵯峨都市計画課総括課長、小野寺下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長、乙部港湾課総括課長

(4) 企業局

森企業局長、佐々木次長兼経営総務室長、藤原技師長、
伊藤経営総務室経営企画課長、山谷業務課総括課長、高橋業務課電気課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第3項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第5款 労働費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第3項 商工労働観光施設災害復旧費

イ 議案第81号 令和4年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第8項 住宅施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第3条

イ 議案第82号 令和4年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第86号 令和4年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

エ 議案第90号 令和4年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

オ 議案第94号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第96号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第97号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(4) 企業局関係審査

(議案)

ア 議案第88号 令和4年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）

イ 議案第89号 令和4年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○谷藤参事兼審査調整課総括課長 議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）中、労働委員会関係の予算について説明申し上げます。

議案（その4）の7ページをお開き願います。第5款労働費のうち、第3項労働委員会費が当委員会関係の予算であります。214万6,000円を増額しようとするものでありま

す。

補正の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により説明申し上げますので、説明書の137ページをお開き願います。初めに、1目委員会費267万6,000円の減額は、令和4年4月から9月までの間、使用者委員が1名欠員となったことに伴う委員報酬の減や、新型コロナウイルス感染症対策のため各種会議がウェブ会議に変更されたことに伴う旅費の減などによるものであります。

次に、2目事務局費482万2,000円の増額は、本年度配置された事務局職員の年齢構成の変動等に伴う人件費の増などによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 説明の中で、使用者側の委員が1名欠員ということとウェブ会議の活用ということでありましたけれども、やはり公益側、労働者側、使用者側が対等の数で運営していくことが大事だという思いでお聞きするのですが、使用者側の1名の欠員による影響、またウェブ会議の中身はどういうものだったのか、説明願います。

○谷藤参事兼審査調整課総括課長 使用者委員1名の減に伴う影響でありますけれども、労働委員会については15名で運営しております、各側5名の委員で構成されております。委員が欠員になった場合には、その後任人事をお願いするわけでありまして、一定の手続を要するといったことでやむを得ずそこに欠員が生じてしまったということですが、いずれ委員会の中で15名での合議制で運営をさせていただいておりますので、欠員が生じた場合でも連携を図りながら適切に運営されたと認識しております。

また、ウェブ会議の活用であります。定例総会でのウェブ会議の活用を令和4年度から運用しております。委員の1名が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になりまして出席することができなかったのですが、ウェブ会議を導入したことによりまして、こちらの委員が参加することができたということがあります。その他ウェブ会議によりまして、中央労働委員会が主催する研修会や北海道・東北地区で行っている研修会などでも活用がされたところであります。

○軽石義則委員 公正な運営をされているということであれば当然ですし、補充も十分考えていたと思いますが、手続上の問題ということであれば、多分事件がその間にあるかないかで対応も大分変わってくると思うのですが、その間、相談含めて特段事件等はなかったのでしょうか。

○谷藤参事兼審査調整課総括課長 委員の選任に関しましては、当委員会ではなく知事部局で行っておりますので、そちらで適切に事務が進んだものと思います。

また、その間の労働相談等の対応であります。当委員会の場合には委員によるローテーションで公労使1名ずつが相談者に対して対応する労働相談に取り組んでおりますので、委員の中で配置を十分考えながら、円滑に運営ができたのではないかと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費及び第 5 款労働費のうち、それぞれ商工労働観光部関係、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費第 3 項商工労働観光施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 5 款労働費、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費第 3 項商工労働観光施設災害復旧費及び議案第 81 号令和 4 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2 款総務費、4 項地域振興費の補正予算額のうち 4,393 万 1,000 円の減額と 7 ページの 5 款労働費の 2 億 7,811 万 7,000 円の減額のうち、3 項労働委員会費を除きました 2 億 8,026 万 3,000 円の減額、7 款商工費の 124 億 5,676 万 7,000 円の減額、9 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、3 項商工労働観光施設災害復旧費の 3 億 7,230 万 1,000 円の減額の計 131 億 5,326 万 2,000 円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略いたしまして、主な内容について説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、92 ページをお開き願います。予算に関する説明書 92 ページであります。2 款総務費、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費の説明欄であります。下から二つ目の

いわて暮らし応援事業費は、市町村が行います移住支援金の交付に対する補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

133 ページに飛びまして、5 款労働費、1 項労政費、2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、雇用・労働フォーラム等の開催に要する経費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

134 ページに参りまして、4 目雇用促進費の下から二つ目のいわて働き方改革加速化推進事業費は、テレワーク導入推進事業費補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

135 ページに参りまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の上から三つ目の認定職業訓練費は、認定職業訓練団体の運営費に対する補助等に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

2 目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等向けの各種職業能力開発訓練に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

161 ページに飛びまして、7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の下から四つ目の運輸事業者運行支援緊急対策費は、トラック事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両 1 台当たり 2 万 3,000 円の追加交付に要する経費を増額しようとするものであります。

2 目中小企業振興費であります。162 ページに参りまして、二つ目の商工観光振興資金貸付金から続きます各種中小企業向け資金の貸付金や利子補給、保証料補給補助は、事業者の繰上償還などにより所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

下から五つ目の物価高騰対策支援費は、支援金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

一番下の中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費は、原油価格、物価の高騰により経営に影響が生じている中小企業者等に対して事業継続を支援するため、商工指導団体を通じて、1 者当たり法人 15 万円、個人 7 万 5,000 円の支援金を定額支給しようとするものであります。

163 ページに参りまして、3 目企業立地対策費の二つ目の企業立地促進資金貸付金は、誘致企業等における資金需要が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

4 目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、いわて産業振興センターが行う経営相談等に係る経費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

165 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の下から五つ目の貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金は、貸し切りバス事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、

旅客輸送の安全、安定した運行の維持を支援するため、車両1台当たり4万円の追加交付に要する経費を増額しようとするものであります。

下から三つ目の2023年に行くべき岩手推進事業費は、ニューヨークタイムズの2023年に行くべき52カ所の2番目に盛岡市がリスト入りした反響を生かし、交通広告、ウェブ広告等のプロモーションや誘客イベントを展開し、外国人観光客の誘客、周遊促進を図ろうとするものであります。

206ページに飛びまして、11款災害復旧費、3項商工労働施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧復興支援事業費は、グループ補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案(その4)に戻りまして、13ページをお開き願います。当部関係の繰越明許費の追加は、5款労働費の561万円と16ページに参りまして、7款商工費の65億2,060万2,000円、21ページに参りまして、11款災害復旧費、3項商工労働観光施設災害復旧費の5億9,963万4,000円の計71億2,584万6,000円であります。いずれも年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算(第9号)の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。39ページをお開き願います。議案第81号令和4年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,489万2,000円を追加し、総額を19億6,240万2,000円としようとするものであります。

40ページに参りまして、歳入であります。1款繰入金は貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3款諸収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額などの増加に伴いまして増額しようとするものであります。

41ページは歳出でありまして、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、中小企業基盤整備機構に対する償還金の増加などにより増額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 確認も含めてですけれども、いわて働き方改革加速化推進事業費、認定職業訓練費、就職支援能力開発費、それぞれ減額の金額が大きいと思いますし、今コロナ禍、物価高で仕事の継続もいろいろ大変な状況の中で、当初の見込みを下回ったという説明でしたけれども、その要因はどうなっているのか、どういう分析をされているのか、お聞きしたいと思います。

○三河定住推進・雇用労働室長 当初予算を組む際に、前年度の実績などを勘案しまして、受講者や認定職業訓練の受講者数などを設定していたものですが、実際に県内の就職

数などが伸びなかったり、少なかったということがありまして、その就職先からの訓練の受講者などが減ったという実態があります。実績として受講者数の減があったということがありまして、そういった当初の見込みとの差といった状況で実績が落ちたといったものであります。

○**軽石義則委員** 実績が落ちたのはわかるからこうなるのだと思うのですが、それは企業側が養成できる環境にないのか、今後そういう意味ではこういう事業はもう現場ではあまり必要とされていないのか、それらをどう分析されているのでしょうか。

○**三河定住推進・雇用労働室長** 企業側では、昨今の人材不足ということもありますので、入社させたいという意欲は大いにあるのですが、実績として入社がかなわなかったということがありまして、入社すると即訓練という形で認定職業訓練などを受けていただくことになるのですが、そういう実数が下がったという実態があります。

それから、長期、短期という訓練の種類がありますけれども、どちらかといいますと以前は長期の訓練を受けさせたいというニーズがあったのですが、最近はやはり業況等のこともありまして、即戦力というか、早く企業の戦力になってほしいということがありまして、短期の訓練がふえております。そちらは当初見込んだ数よりもふえているのですが、実際の訓練単価という部分におきまして、短期のほうが低いということがありましたので、実績として金額的にはかかっているという状況があります。

○**軽石義則委員** 企業側もニーズがあって、状況が変化してきているということでもいいのかと思いますけれども、特にコロナ禍の中、テレワーク導入推進事業費補助金がかかり減額されているということは、岩手県ではテレワークはあまり推進されていないとか、活用されていないという裏づけにもなるのでしょうか。

○**三河定住推進・雇用労働室長** テレワーク導入推進事業費補助金につきましては、前年度までは申請数が100件を超える申請がありましたが、今年度につきましては54件という半分の申請数だったということがあります。ニーズがなくなったというよりは、そういった機械類の整備が進んだということが実態かということもありますし、あとその中で実際に補助要件に合致しない申請も結構な数がありまして、できるだけ補助を利用してもらいたいということで、申請者に対してもさまざま指導や相談などにも応じていたのですが、結果的に申請数が半減したということがありまして、今回の減額の理由になっております。

○**軽石義則委員** 広く周知されていて、活用したくてもできないのではなく、需要が減ってきたということであれば、これからテレワークでできる業務はあまりなくなってきているのではないかと考えているのですが、活用できるものが本来活用されていないとすれば、やはりそれぞれの業界団体を通じて現場の声ももう少し把握した上で対応すれば、もっと役に立つのではないかと思いますので、その点はお願いします。

次に、本会議でもそれぞれ質疑が交わされておりましたが、運送事業者、貸し切りバス事業者等含めて追加で支援することになりましたけれども、どのような組み立てで

1台当たりの算定基準の金額になっているのかお示してください。

○**金野地域産業課長** 初めに、トラックの算定の考え方について御説明させていただきますが、昨年の7月、8月に実施いたしました第1弾の支援の金額の算定につきましては、令和3年4月から令和4年3月までの軽油価格の上昇分の3分の1を県が負担するものとして、トラック1台当たり2万3,000円としたところであります。

その具体的な考え方ではありますが、営業用トラックの標準的な軽油使用量が総務省の通知で定まっております。これに対しまして算定の期間といたしまして3カ月、支給単価が先ほど申し上げました軽油の上昇分の3分の1に相当します7.4円ということで、1台当たり2万3,000円という計算であります。

今回の第2弾につきましても、第1弾と同様の考え方で算定の判断等は決定しているところであります。

○**高橋観光・プロモーション室長** 貸し切りバスでありますけれども、令和3年4月から令和4年3月の軽油価格の上昇額は、1リットル当たり22.2円となっております、事業者、県、市町村で3分の1ずつ負担するものとして支給単価を7.4円として算定しております。今回は、10月から3月までの半年間として設定いたしております、営業用バスの標準的な年間軽油使用量に支給単価を乗じた額の半年分として、貸し切りバス1台当たりの支援額を4万円、バス台数を665台として算定しております。

○**軽石義則委員** 軽油での算定ということですが、軽油については国の支援事業もあって、今ある程度値段は横ばいということです。ただ、バスもトラックもたしかLPガスを活用したものもあるのではないかと思います。その部分については考慮されているのでしょうか。

今なぜ聞いたかということ、LPガスは国の負担がなくて、大体125%ぐらいの単価になっているということで、事業者からなぜLPガスの補助はないのだという声も聞いていますし、加えて岩手県内の70%以上の世帯がLPガス、いわゆるプロパンガスなのです。タクシーはかなり一定補助してはいますが、それらの補助についてもやはり考えるべきだろうと思います。国に対して、たしか有志の知事会で要望していると思いますが、それらの部分をどう考えて、今後どういう見通しになっているのかお聞きします。

○**小野寺商工企画室企画課長** LPガスへの支援ですが、今軽石義則委員からお話がありましたとおり、国からは県なり地方自治体というお話もあるのですが、電力や都市ガスは国が直接支援するというので、LPガスも電力、都市ガスと同じ、生活に必要なインフラなので、今般島根県知事が発起人になりまして、全国の知事に、国に対してLPガスについても国で直接支援してほしいという要望を行いませんかという動きがありましたので、本県としましてもその動きに賛同し、トータル39都府県が賛同する形で、先般国に対してLPガスについても電力、都市ガスと同じような支援をお願いしたいという要望をしております。今そういった形で国に対しての要望も行っているところありますので、国の動きや他県の支援の状況等も踏まえながら、我々も適時適切に支援に

ついて検討は進めていきたいと思ひます。

○**軽石義則委員** 岩手県だけでできることではないということもあひますし、個々の事業者の情報を全部収集するにはなかなか難しいと思ひますので、関係団体とさらにしっかりと連携をとっていただき、実態を把握していただければと思ひます。

中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費について、15万円と7万5,000円の算出根拠をお願いします。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** まず15万円につきましては、国で中小企業の売上げの数、分布図がありますが、一番事業者の数が多い年間の売上げ高に燃料費の割合、そして燃料費の上昇率を掛けますと、1年間で約15万円というものが算出されております。法人、企業に関しましては15万円、個人に関しましては事業規模を勘案して、その半額の7万5,000円という形で算出しております。

○**軽石義則委員** 国の調査の平均で出しているという受けとめでもいいのですか。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** より丁寧に御説明いたしますと、一番数が多い企業の売上げ高を国で調査しており、年間で1,500万円が中央値という形で算出されております。それをもとに燃料費の割合あるいは上昇率をこちらで掛けまして、それが約15万円という形であります。

○**軽石義則委員** 商工指導団体を通じて事業者にはそれぞれ行くと思うのですが、商工指導団体から岩手県の実態はどうなのかという要望や意見はお聞きした上でこの設定なのでしょう。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 今は2カ月に1度でありますけれども、私どもで商工指導団体を通じて企業に状況を直接お聞きする影響調査を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響もさることながら、自由意見のところ、やはり特に物価高、エネルギー高で大変だというお声を聞いております。

他方で、こちらまさに事業名で緊急とつけておりますところ、まずは定額でいち早く支給したいということで、過去2回、3回の支援金につきましては、売上げの減少した分を計算する、あるいは物価高騰は上がった分を計算するというワンクッション挟んだところもありましたので、まずは定額でいち早くお支払いするところを優先させていただいた考えであります。

○**軽石義則委員** 商工指導団体ごとに枠があるのか、それとも全体を使い切ったら終わりなのか、それは先取り、順番なのか、どうなっているのでしょうか。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 私どもで予算を積算する場合の想定される事業者数を出しております。そして、商工指導団体ごとに大体これくらいいらっしゃるというのは統計調査でわかっておりますので、各商工会、商工会議所ごとにこれくらいかかるであろうというものをまずは補助金でお渡しします。使っていただくことが前提でありますけれども、まずは当初の想定される事業所数に応じた補助金額をお渡ししつつ、あとは進捗状況を見ながら、全体で足りなくなるということになりそうであれば、また考えていくこと

になると思っています。

○**軽石義則委員** 確認ですが、これは簡単に言えば、その会員であるかないかは別に、県内の全ての事業者が対象になることはきちっと周知されますよね。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** こちらの補正予算案をお認めいただきますれば、まずはいち早くコールセンターのようなものを立ち上げたいと考えております。それで事業の内容、あるいは必要な書類、そして商工会議所、商工会の窓口ですけれども、会員、非会員にかかわらず、該当する中小企業者は対象である旨をきちんとお知らせをする体制を整えたいと考えております。

○**軽石義則委員** 業種などは制限がなく、事業者であれば対象になることでいいのですか。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** いわゆる中小企業者が対象となります。農林水産業者を除く、いわゆる中小企業者という形で整理をしております。

○**軽石義則委員** 1次産業の人は対象にならない。でも、1次産業をしながら、例えば産直など事業として認められれば、対象になるということですか。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 例えば加工して販売するですとか、中小企業、いわゆる事業としてやっている方については、できるだけ幅広くという考えで、対象とすることとして整理しているところであります。どういった場合が対象になるかはきちんとお知らせをして、広く周知を図りたいと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひ公平性を保てるように、そして広く支援できるようにしていただければと思います。

最後に、2023年に行くべき岩手推進事業費の算出根拠はどうなっていますか。きのうの本会議でもあったようですけれども、盛岡市だけではないということで、ただ盛岡市とも深く連携しなければならないこともあると思うのですが、事業のやり方によってはそれぞれがやるより一緒にやったほうがかなり効果があると思います。知事と盛岡市長が東京都でわんこそばを食べたりしているようですけれども、そういうことも含めて連携はどうなっているのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** この予算は1億円となっておりますが、二つにわかれておりまして、一つが岩手観光再始動事業ということで、これは観光庁の観光再始動事業がありまして、事業費が8,000万円の国庫10分の10の事業となっております。これは、盛岡市を中心とした県内におけるインバウンド誘客コンテンツを行うものであります。

それから、もう一つが2023年に行くべき岩手プロモーション事業ということで、2,000万円の一般財源を活用したものであります。こちらは、交通広告あるいは屋外広告等を行うものと、あるいはイベント等を行うものとなっております。

そして、先ほどのお話のとおり、こちらの事業につきましては、軽石義則委員御指摘のとおり、今回盛岡市がニューヨークタイムズ紙に取り上げられたことを絶好のチャンスと捉えまして誘客促進を展開するのですけれども、盛岡市のみならず県北地域、沿岸地域、

県南地域と岩手県全域に波及させて、より多くの観光客を呼び込みながら、インバウンドの拡大や観光産業、本県の経済の活性化につなげていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 今お話しになったことが広く県民にも伝わるように、そしてそれがきちっと発信されるようお願いして、終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 4 項土木施設災害復旧費、第 8 項住宅施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 4 項土木施設災害復旧費、第 3 条債務負担行為の補正、議案第 82 号令和 4 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 86 号令和 4 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 90 号令和 4 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 94 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 5 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 7 ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、事業費の確定に伴う所要の整理などによるものであり、第 1 表歳入歳出予算補正のうち当部関係の内容は、6 款農林水産業費、3 項農地費のうち 742 万 2,000 円の減額、8 ページに参りまして、8

款土木費は5億7,341万7,000円の増額、9ページ、11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費は75億1,413万2,000円の減額、8項住宅施設災害復旧費は10万円の増額、13款諸支出金、2項公営企業負担金のうち66万7,000円の減額、合わせて69億4,870万4,000円を減額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の148ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち当部関係は、次の149ページに参りまして、説明欄の県土整備部と記載している箇所であり、農業集落排水事業費補助は農業集落排水施設の整備等に対する補助であり、本年度の執行見込みを踏まえ、減額しようとするものです。

少し飛びまして、166ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費のうち、説明欄1行目、管理運営費は、人件費やシステム保守など県土整備部の管理運営に要する経費であり、本年度の執行見込みを踏まえ、増額しようとするものです。

169ページをお開き願いまして、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費のうち、説明欄2行目、除雪費は、年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費について増額しようとするものです。

172ページをお開き願いまして、3項河川海岸費、2目河川改良費のうち、次の173ページに参りまして、説明欄1行目、河川激甚災害対策特別緊急事業費は、平成28年台風第10号により被災した河川改修等に要する経費について、国の経済対策補正及び本年度の執行見込みを踏まえ、減額しようとするものです。

少し飛びまして、207ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費は、河川等公共土木施設の災害復旧に要する経費について災害査定及び本年度の執行見込みを踏まえ、減額しようとするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当部関係の事業は、14ページに参りまして、6款農林水産業費、3項農地費のうち、下から四つ目の農業集落排水事業費補助、次の下水道事業債償還基金費補助の2事業、1億8,924万9,000円、17ページに飛びまして、8款土木費、1項土木管理費、地域づくり緊急改善事業から19ページの6項住宅費、広域的都市機能支援交付金までの43事業、131億14万8,000円と、21ページに参りまして、11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業、1事業、21億2,638万円、合わせて154億1,577万7,000円ではありますが、これらを計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を定めようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。22ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1、追加のうち1、空港整備事業から10、

都市防災総合推進事業までの 10 件であり、令和 5 年 4 月 1 日の業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和 4 年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

23 ページに参りまして、2、変更のうち 1、空港管理運営から 7、河川等災害復旧事業までの 7 件について、いずれも令和 4 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、特別会計 2 件について御説明申し上げます。42 ページをお開き願います。議案第 82 号令和 4 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 万 1,000 円としようとするものです。

43 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入中、1 款財産収入、1 項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴い、減額しようとするものです。

44 ページ、歳出中、1 款管理事務費、1 項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴い、減額しようとするものです。

続きまして、55 ページをお開き願います。議案第 86 号令和 4 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、第 1 条歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 938 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 4,723 万 6,000 円としようとするものです。

56 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入中、4 款繰越金、1 項繰越金は、前年度決算剰余額の確定に伴い、増額しようとするものです。

57 ページ、歳出中、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、歳入の増額に伴い、一般会計への繰出金を増額しようとするものです。

58 ページ、第 2 表繰越明許費ですが、1 款事業費、1 項港湾施設整備費の 1 事業、2,840 万円を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものです。

59 ページに参りまして、第 3 表債務負担行為は、港湾管理について、令和 5 年 4 月 1 日の業務開始を必要とする施設管理業務について令和 4 年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、企業会計 1 件について御説明申し上げます。68 ページをお開き願います。議案第 90 号令和 4 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、第 3 条収益的収入及び支出の収入は長期前受金戻入等を 2 億 4,311 万 1,000 円増額し、96 億 1,890 万 7,000 円と、支出は維持管理に係る光熱水費等を 2 億 1,967 万 7,000 円増額し、95 億 4,488 万 5,000 円としようとするものです。

第 4 条は資本的収入及び支出ですが、69 ページに参りまして、いずれも国庫補助金の内示等に伴うものであり、収入は 9,303 万 4,000 円増額し、21 億 9,150 万 9,000 円と、支出は 9,009 万 4,000 円増額し、31 億 7,450 万 5,000 円としようとするものです。

次に、負担議案1件について御説明申し上げます。74 ページをお開き願います。議案第94号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは令和4年3月25日に議会の議決をいただきました流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で議案5件について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 除雪費について確認させていただきたいです。お正月は穏やかで、雪もあまりなく安心していたのではないかと思います。帳尻が合う以上に雪が降って、今回の補正予算案となったのではないかと思います。地域ごとに積雪も違ったようですが、どのような現状で今回の補正予算案になったのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 除雪費に係ります今年度の降雪状況でありますけれども、盛岡市、北上市、西和賀町、遠野市、二戸市の県内の主要観測地点5地点の降雪量をそのまま足した累計でありますけれども、2月末時点で平均290.4センチメートルになっております。これは、過去5カ年平均の298.2センチメートルとほぼ同様の数値、1倍という状況になっております。

なお、1倍であります。管内別に見ますと、御案内のとおり特に盛岡市を中心に県西部、北部で1倍以上の降雪量になっている状況であります。

○軽石義則委員 地域的にはいろいろあるようですけれども、やはり例年ぐらいは積雪があったということです。除雪はこれまでも国、市町村と連携して、それぞれ生活道を確保する努力を積み重ねてきていただいていると思いますし、またオペレーター不足や実際の緊急対応等含めてあったと思うのですが、それらの対応状況はどのようになっているのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 近い時期ですと、ことしも2月10日に県内全域に非常に大きな雪が降りまして、それからその前の2月3日には盛岡市あるいは花巻市、北上市を中心に大雪警報が出されたところで、各管理者等も除雪対応に追われたのでありますけれども、これらにつきましては定時に各管理者と、国、県、あるいは市町村とも必要に応じて情報共有を図りながら、除雪についての体制確保、あるいは気象状況を踏まえた対応等、それから万が一に備えました対応等につきまして、連携をとりながら通行の確保を図ってきたところであります。

○軽石義則委員 業者の対応はどうだったのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 私どもといたしましては、こういった際には必要に応じて除雪待機等を指示いたしまして、迅速に対応していたところで、また盛岡広域振興局管内では短時間に非常に大きな雪が降ったということがあります。また一方、国道4号も通行どめになったということがあり、スタック車両の救出などにつきましても迅速、的確に対

応していただいたと認識しております。

○**軽石義則委員** 除雪は時間的な対応もあると思うので、そういう意味では人がいなければ時間は短縮できないと思うのですが、技術者の確保等については十分対応できているのでしょうか。

○**菅原道路環境課総括課長** 技術者の確保につきましては、建設業全体の就業者の関係もありまして、オペレーターの確保については、各企業の声を伺いますと年々高齢化等含めて難しい状況になっております。そういったこともありまして、本県では昨年度から、除雪受託業者に対しまして除雪の訓練等を行っておりまして、若手のオペレーターの確保等に努めているところであります。

○**軽石義則委員** 除雪と排雪はなかなか区分しづらいところもあると思うのですが、やはり除雪はしてもらっても、うちの前にかなりの量が積み込みになって、その後の対応のほうで厳しいという声も聞こえているのですが、今回の補正予算案の除雪と排雪の内訳を説明していただけますか。

○**菅原道路環境課総括課長** ことしの冬の状況を見ますと、全くなかったわけではありませんが、ほとんどが初期除雪あるいは降雪時の除雪の費用という状況になっております。

また、軽石義則委員からお話のありました、いわゆる道路を除雪した後の門口除雪であります。これは毎年地域住民あるいは委員からもたびたび常任委員会等でお話いただいておりますけれども、この点につきまして市町村や福祉担当部局等とも話ししながら、地域の方々等を通じまして、自助、共助等で対応していくようお願いしているところであります。

○**軽石義則委員** ほとんどが除雪であるとするれば、やはりある程度除排雪同時にできる方法もこれから考えるべきではないか。特に障がい者の皆さんや高齢者の皆さんが非常に困っているということもありますので、もう少し考えていただければと思います。御検討をお願いして終わります。

○**木村幸弘委員** 除雪費の関係ですけれども、県土整備部の努力で国道 107 号大石地区の仮橋が冬期前に整備されたということで、特に仮橋で冬期間どういう状況になるのか心配されていましたが、支障が出たり、問題があったということは今我々の耳に特に聞こえてこないのですが、実際に今はまだ冬期間中ではありますけれども、今冬の国道 107 号仮橋の除雪や運行管理についての実態など、現在把握しているところで何か課題等があったのか、あるいは順調に推移しているのか、その辺の状況等をお知らせいただければと思います。

○**菅原道路環境課総括課長** 木村幸弘委員から、国道 107 号大石地区の仮橋の区間の冬期の通行確保という御質問をいただきました。気象条件が非常に厳しい場所であり、それから特別豪雪地域ということで、私ども冬期の通行確保に非常に意を配して対応に当たってきたところであります。西和賀地区は今年度も雪の量が多い状況でありましたが、特に大きな事故やスタックの発生、仮橋の上での路面凍結による事故の発生などもなく、今の

ところ順調に特に問題なく通行の確保が図られている状況であります。ただ、これから融雪時期、あるいは時によっては零度以下にまだ下がる時期があります。改めて気を引き締めながら、利用者の冬期通行、安全確保に引き続き万全を期し、努めてまいりたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 96 号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その 5）の 2 ページをお開き願います。議案第 96 号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 1 ページをごらん願います。1、工事名及び 2、工事場所、3、契約金額、4、工事概要は記載のとおりです。

今回の変更内容については、5、請負者に記載のとおり、変更前の請負者である株式会社 I H I インフラシステム・豊国工業株式会社特定共同企業体が株式会社 I H I インフラ建設・豊国工業株式会社特定共同企業体に変更となるものであります。既に議決をいただいている契約の請負者を変更することから、議会の議決を求めるものであります。

変更理由につきましては、請負者の代表者である株式会社 I H I インフラシステムが株式会社 I H I インフラ建設との会社法第 757 条に基づく吸収分割契約を締結し、工事請負契約の承継承諾依頼書が提出されたものであり、その内容を提出書類により審査し、受注者へのヒアリングを行った結果、当該工事を施工する能力を有すると認められることから、請負契約の承継を承諾し、請負者を株式会社 I H I インフラ建設・豊国工業株式会社特定共同企業体に変更しようとするものであります。

6、工期については、変更はありません。

2ページをお開き願います。7の吸収分割契約の概要につきましては、資料に記載の吸収分割のイメージのとおりでありまして、先ほど御説明したとおりであります。

8、承継承諾における確認事項につきましては、受注者から提出された吸収分割契約書等の審査及び受注者へのヒアリングにより、(1)、施工する体制及び技術者が承継されること、(2)、知的財産権等、総合評価落札方式の技術提案を履行するために必要な技術の使用が承継されること、建設業許可証及び経営規模等評価結果通知書等によりまして、(3)、入札公告における参加資格要件を満足すること、(4)、承継人が鋼構造物工事業の資格を有すること、(5)、経営体制に問題がないことを確認し、当該工事を施工する能力があると認め、契約の承継を承諾しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第97号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 議案(その5)の3ページをお開き願います。議案第97号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の3ページをごらん願います。1、趣旨は、空港用高速スノーパ除雪車(自走式)の取得に関し、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2、取得する理由は、いわて花巻空港に配備している17台の除雪車両のうち、老朽化が進んでいる空港用高速スノーパ除雪車(自走式)2台について更新しようとするものです。

3、取得する財産の概要ですが、名称は空港用高速スノーパ除雪車(自走式)、数量は2台、取得予定価格は1億5,059万円、納入業者はUDトラックス岩手株式会社、納入期

限は令和6年10月31日であります。予算につきましては、今年度の9月補正予算でお認めいただいた令和4年度から令和6年度までの債務負担行為を活用するものであります。

なお、4ページに入札結果説明書、5ページに入札経緯書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 確認ですけれども、取得から15年という年数で更新するものなのか。積雪による使用回数も毎年違ってくると思うので、走行距離数なのか。もっと言えば、空港で事故につながらないようにするためには、通常の道路と同じとは言いませんけれども、それ以上にやはり性能も重要視されなければならないと思うのですが、その部分の基準はどうなっているのでしょうか。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 除雪車両の更新の考え方でありまして、除雪車両につきましては、基本的には購入から15年以上経過したものをまず更新対象とする一つの目安にしておりますが、一律15年を経過したものをすぐに更新するのではなくて、やはりそれまで修繕費がかなりかかっているものや今後の故障のリスクを考えて、車両の使用頻度も考慮しながら更新している状況であります。

○軽石義則委員 15年たたないものでは、過去に何台ぐらい更新しているのですか。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 今後の大体の更新目安は立てているのですけれども、過去の詳細なデータは準備しておりません。基本的には15年たったものを更新対象として原則としつつ、過去に大きな故障等があつて更新した事例があるかもしれませんが、今直ちには把握していないところであります。

○軽石義則委員 15年というのは目安としてはいいかもしれませんが、やはり走行距離や使用頻度、また性能、それらを示した上で更新するほうがより県民の皆さんからも理解を得やすい気がしますし、先ほどお話にもありましたとおり、15年までかなりの修繕をかけて、新品を買ったほうがかなり安いのであれば、すぐに更新したほうがいいと思いますし、そういう考え方も持っているということでもいいのですよね。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 当然いわて花巻空港の除雪に支障が出ないように、適切に除雪車両の更新に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 88 号令和 4 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 89 号令和 4 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木次長兼経営総務室長 企業局関連の議案について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 63 ページをお開き願います。議案第 88 号令和 4 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げを省略し御説明申し上げます。

第 2 条の 63 ページから 64 ページにかけての業務の予定量ですが、これは、年間販売目標電力量を水力発電に係る流況が悪かったことなどに伴い補正するものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業収益は水力発電の目標電力量の減などにより電力量収入を減額し、第 2 項附帯事業収益は高森高原風力発電所や相去太陽光発電所の目標電力量の増などにより電力量収入を増額し、第 3 項財務収益は受取配当金の減などにより減額し、第 4 項事業外収益は高森高原風力発電所の保険金収入により増額するものであります。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業費用は人件費や委託費等の見込みに応じて減額し、第 2 項附帯事業費用は高森高原風力発電所や稲庭風力発電所に係る損害保険料や委託費の減などにより減額し、第 4 項事業外費用は消費税納付額の増などにより増額するものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項負担金は共有施設に係る工事負担金の見込みに応じて減額するものであります。

次に、支出の第 1 款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の見込みに応じて減額し、第 2 項電源開発費は委託費などを減額し、第 4 項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業費の見込みに伴い減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続いて、66ページをごらん願います。議案第89号令和4年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を受水企業への給水見込みに応じて補正するものであります。

第2項は、主要建設事業であり、第一北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の水使用の見込みなどにより給水収益を増額し、第2項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は電気料金の高騰による動力費の増等の見込みに応じて増額するものであります。第2項財務費用は、企業債の借入利率及び借入額の確定に伴い、企業債支払利息を減額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項企業債は工事費の見込みに応じて発行額を減額し、第3項補助金は国庫補助金の交付決定により増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は工業用水道建設事業費の見込みに応じて減額し、第2項改良費は工業用水道設備の改良工事費の見込みに応じて減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の361ページから397ページに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 年間販売目標電力量の補正についてお聞きいたします。発電所ごとの

マイナス補正の主な要因は何でしょうか。

○佐々木次長兼経営総務室長 発電所ごとに概略を申し上げますと、まず仙人発電所につきましても、国道 107 号の災害復旧対応によりまして、ダム水位を低位にしたことに伴うものになります。それから、入畑発電所に関しましては、秋季の渇水等による減になります。同様に築川発電所につきましても、出水が夏季に集中したために、逆に少し発電に影響があったものになります。

○軽石義則委員 稲庭風力発電所は風ですので、想定が風力がなかったと言えどもそれまでですけれども、水の場合は出水率をどう見て目標にしているかもあると思うのですが、出水率に対しての目標はほぼ達成できているのか。これからの話になりますけれども、先ほど県土整備部に聞いたなら例年並みの積雪量だとは言っていますが、発電所の立地点によって積雪量は違っていると思うのですが、今後の出水率の見通し等あれば教えていただきたいと思えます。

○高橋電気課長 まず、今年度の出水率の状況でありますけれども、全体でお話しいたしますが、今までの平均いたしますとほぼ 100%で、平年並みの数字になっております。ただ、先ほどもお話がありましたように、今年度は 8 月が 200%を超える出水率で、10 月、11 月あたりが 65%程度と、降り方が少し偏ってまして、そういった影響もありまして電力量の減につながっている状況であります。

2 月までの状況はほぼ平年並みで推移しております。それから、3 月であります、雪は平年並みというお話ですけれども、雪が解けてくる融雪時期によって 3 月の成績は左右されるものですから、これからの暖かさなどで最終的な数字は決まってくるかと考えているところであります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から胆沢第二発電所再開発事業及び新北上浄水場建設事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○山谷業務課総括課長 企業局から電気事業で進めている発電所の再開発及び工業用水

道事業における浄水場建設の進捗状況等について御説明いたします。

まず、胆沢第二発電所再開発事業について御説明いたします。お手元にお配りしました資料1をごらんください。胆沢第二発電所は、昭和32年10月の運転開始から60年以上が経過し、設備の劣化の進行に伴い、大規模な改修が必要になったことから、令和2年度から水車発電機などの主要な設備を更新する再開発事業を実施しております。

現在は、再開発に伴う長期発電停止中であっても胆沢平野地区へ農業用水が供給できるよう、右のページの3、工事状況写真を見ていただきますと、赤色の破線になりますが、代替放流設備というバイパス管の施工を進めているところです。

なお、資材単価の高騰のほか、代替放流設備の工法変更が必要になったことなどにより、事業費が約7億円の増となる見込みです。このことにより、2の事業概要、(5)に記載しておりますとおり、事業費は当初計画の約43億円から約50億円となります。

来年度は、資料(6)の事業工程に示すとおり、引き続き代替放流設備の設置、水圧管路の更新などを進めながら、年度末までに発電所を停止して既設施設の撤去工事に着手してまいります。

次に、新北上浄水場建設事業について御説明いたします。資料2をごらんください。北上市二子町坊館地内に建設中の新北上浄水場につきましては、北上工業団地へ日量約6万立方メートルの工業用水を給水可能とするため、平成30年度から令和8年度までを3期にわけて段階的に整備する計画であり、現在令和2年度に着手した第1期工事が最終の試験段階に入り、4月からは日量約2万立方メートルの給水を開始する予定です。

また、来年度から日量約4万立方メートルの給水が可能となるよう、沈殿池や配水池等の増築、ポンプ類や電気設備の増設などを行う第2期工事を進めてまいりたいと考えております。

こちらにも、昨今の物価や資材単価の高騰、工事着手後に施工の必要性が判明した地盤改良などによりまして、総事業費が約20億円増額の見込みであるほか、資機材の納期の長期化の影響を考慮し、工程の調整を行っているところです。

これによりまして、2の事業概要の(5)に記載しておりますとおり、総事業費は変更前の約176億円から約196億円となりますとともに、資料(6)のとおり、事業を進める計画としているところです。

資料の右側のページには、令和4年12月時点の建設状況の写真と各工事の施工概要図を添付しておりますので、別途御参照をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○山下正勝委員 高森高原風力発電所の進入道がありますけれども、周辺の環境整備について、どういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○伊藤経営総務室経営企画課長 高森高原風力発電所周辺の環境整備についてではありますが、高森高原風力発電所の整備段階から地元自治体と意見交換を行って、地域との調和に配慮して環境整備をこれまで進めてきたところであります。企業局としては、発電所周

辺の環境整備は、施設見学に訪れる方々への訴求力の向上を図るという上でも重要だと考えておまして、具体の計画を伺いながら、地域貢献事業の一つである植樹活動支援事業の活用について前向きに検討してまいりたいと考えております。

○山下正勝委員 下に神社があるのですが、実は昨年度、そこに小学生、子供たちがツツジを植栽しました。高森高原山開きが6月にあるのです。そのときにずっとやってきたのですが、レストハウスは少し寂れて休館になっていますけれども、風力発電所のおかげで観光地になっているのです。風力発電所はいいのですけれども、昔はここはツツジが多かったという話があって、風力発電は電気をたくさんつくることができておかげさまでという話はしたのですけれども、そういった意味では進入道の部分にもう少しツツジなどを植えてほしいという地域の要望があります。

私も確認したのですけれども、高森高原風力発電所には風車が11基あって、風がなくても必ず1基はとにかく動いているのです。私もこれはどういうわけかと思ったら、八戸市の人たちからは、どこを見たってここはすごいところだ、やはりここは名所にすべきだという話もあります。JRE折爪岳南第一風力発電所もやっています。県北地域は風力発電所がたくさんあるのだけれども、その景観も整備するべきではないかという提案がありますので、発電はうれしいのですけれども、そういう地域の意見を聞きながら環境整備に配慮してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○軽石義則委員 先ほど説明のあった点について確認させてください。まず、胆沢第二発電所の代替放流設備の工法変更は必要なのでやったと思うのですけれども、設計時点でなぜそれはわからなくて、今変更になったのか。また、同じように新北上浄水場もなぜ着手した後でなければわからなかったのか。それをもう少し具体的に詳しく説明をお願いします。

○山谷業務課総括課長 まず、胆沢第二発電所の代替放流設備の工法変更についてですが、概要模式図で見ていただくと、代替放流設備の中に丸く書いているところがあると思うのですが、ここは減勢と書いていまして、減勢の立て坑になっています。ここから既設の放水路に向かう少しカーブしたところが導水路になるのですが、導水路の水路の施工を当初は発破工法という工法的には少し安価な方法で予定していたのですけれども、一部掘っていく中で湧水などが結構出てきまして、発破をやることによって目的とする導水路だけではなく周りも崩れてくるのではないかという懸念がありましたので、ここは現在も機械で掘っている状況です。あと崩落の危険があるので、崩落防止用の施工も事前にしながら機械で掘っていく工法に変えたことによって、この分だけで約2億5,000万円程度の増額になっている状況であります。

それから、新北上浄水場の施工の必要性の話ですけれども、こちら第1期工事についてはおおむね土木工事ということで、今回の図面で見ますと、工事概要図の青で囲った部分が第1期工事で実施した部分であります。写真で見ても、第1期工事はコンクリート構造物をたくさん実施しているのがわかると思うのですが、土木工事をやっていく中で、コ

ンクリート構造物は当然地下何メートルも掘ってから構造物をつくるといったことから、実際に掘るところに何か所も事前に地盤調査をしたところ、当初設計よりも地盤が弱く地盤改良工事が必要だということで増額となりまして、第1期工事だけで2億3,000万円ほど増額になっています。さらに、第1期工事で半分までつくりましたコンクリート構造物の排泥池、高速凝集沈殿池、配水池の三つの池等につきましては、第2期工事でもさらに増築するというので、この分も同じような地盤の工事をしなければいけないということで、3億5,000万円ほどの増額になっています。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様、御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。